

議案第60号

交野市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について

交野市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和4年10月3日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を引き上げ、関係諸制度を導入する  
等したいため。

交野市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案

交野市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(交野市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 交野市職員の退職手当に関する条例(昭和47年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

第2条中「死亡した」を「死亡による退職の」に改める。

第2条の2第4項第1号中「もの」を「者」に改める。

第3条第1項中「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項中「並びに」を「及び」に改め、「第1項及び第2項」を削る。

第4条第1項中「退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)」を「退職日給料月額」に改める。

第5条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「規定する者」の次に「(同項に規定する定年条例第2条の規定により退職した者を除く。)(同項に規定する職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者にあつては、その勤続期間が20年以上である者に限る。)」を加える。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第8条第4項において」に改め、「(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第6条の5中「、退職」を「退職」に改める。

第8条第5項中「という」を「と総称する」に、「第19条第2項」を「第24条第2項」に、「後、引き続き職員となった」を「後引き続き職員となった」に改め、同条第6項ただし書中「及び」を「又は」に改め、同条第8項中「在職期間の」を「在職期間に」に改める。

第10条第1項中「の期間」を削り、同条第2項中「前項第2号」を「前項」に改め、「18日」の次に「(1月間の日数(交野市の休日を定める条例(平成2年条例第30号)第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「その他」を「その他の」に、「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とする」を「支給期間」

とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第7項第2号中「その者の雇用保険法」を「その者を雇用保険法」に改め、同条第9項中「終る」を「終わる」に改め、同条第10項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」に改め、同条第15項中「一年」を「1年」に改める。

第11条第2号ただし書中「当該職員の退職後」を「退職後」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「にあつては」を「には」に改め、「全部の」を削り、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

第20条第1項中「もつて」を「もつて」に改める。

第25条中「施行」を「実施」に改める。

附則第6項中「第5条の3」を「第5条の3まで及び附則第11項から第16項まで」に改める。

附則第7項中「第5条」の次に「又は附則第12項」を加える。

附則に次の7項を加える。

- 10 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。
- 11 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第11項」とする。
- 12 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第12項」とする。
- 13 交野市一般職の職員の給与に関する条例附則第11項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

14 当分の間、第5条第1項に規定するその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年退職日」とあるのは「60歳に達した日以後における最初の3月31日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

15 当分の間、第5条第1項に規定する職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

16 当分の間、前項に規定する者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和49年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新条例第3条から第5条まで」を「交野市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第11項若しくは第12項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「新条例第3条及び第5条」を「同条例第3条から第5条の3まで及び附則第11項から第16項ま

で」に改める。

附則第4項中「新条例第3条第1項」を「交野市職員の退職手当に関する条例第3条第1項」に、「新条例第5条の2」を「同条例第5条の2及び附則第13項」に改める。

附則第5項中「新条例第5条」を「交野市職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第12項」に改める。

(交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成16年条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「規定により」を「規定の例により」に改める。

(交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項、第2項、第4項、第7項第2号、第9項、第10項、第11項第5号及び第15項並びに附則第10項の改正規定並びに附則第3条から第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)に対する改正後の交野市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第1条の規定の適用については、同条中「採用された職員」とあるのは、「採用された職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

第3条 新条例第10条第2項の規定は、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日(以下この条から附則第6条までにおいて「一部施行日」という。)以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、一部施行日前の当該期間の計算については、なお従前の例によ

る。

第4条 新条例第10条第4項の規定は、一部施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

第5条 新条例第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第10項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した交野市職員の退職手当に関する条例第1条に規定する職員をいう。次条において同じ。）であつて交野市職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が一部施行日以後であるものについて適用する。

第6条 退職職員であつて職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、新条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が一部施行日以後である場合について適用する。

